

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年11月19日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 3件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1 | 2号機 | 原子炉補機冷却海水系ポンプ(A)および(C)の点検時、分解部品(主軸、羽根車等)の浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該部品を修理。 | |
| 2 | 3号機 | 主タービンNo. 5・6軸振動/回転速度記録計の表示装置キーボード裏側パネルに破損を確認した。当該記録計を点検・修理。 | |
| 3 | 6号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット軸受給油装置(B)油ポンプ吐出圧カススイッチの点検時、誤差が管理値を超えていることを確認した。当該スイッチを修理。 | |